



Title	『万葉集』の身分的階層性にみる歴史意識
Author(s)	廣瀬, 公彦
Citation	国語国文研究, 150, 20-31
Issue Date	2017-09-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/89744
Type	article
File Information	Kokugokokubunkenkyu_150_20-31.pdf



[Instructions for use](#)

『万葉集』の身分的階層性にみる歴史意識

廣 瀬 公 彦

一 『万葉集』題詞左注における階層性

『万葉集』にはさまざまな作者が身分を伴って現れるが、それは題詞の末尾などにある「作歌」や「歌」などの表現と対応関係をもっている（そういった誰の「歌」かを示す表現をここでは「詠歌標示部」と呼ぶ）。このことを初めに指摘したのは鹿持雅澄『古義』（総論其一・題詞読法）であった。具体的な例を、身分によってⅠ天皇、Ⅱ皇后・皇子女、Ⅲ王以下に分類したうえで、題詞の種類によって①何も伴わないもの、②歌作表現を伴うもの、③贈答表現を伴うものにわけながら示す。

Ⅰ①（前略）遷都近江国時、御覽三輪山御歌焉（後略）

（Ⅰ一八左注「類聚歌林」、天智天皇^{〔1〕}）

②天皇御製歌

③天皇賜鏡王女御歌一首

（Ⅰ一、雄略天皇）

（Ⅱ九一、天智天皇）

Ⅱ①長皇子御歌

②磐姫皇后思天皇御作歌四首

③御名部皇女奉和御歌

Ⅲ①額田王歌

②幸讀岐国安益郡之時軍王見山作歌

③藤原夫人奉和歌一首

『古義』はまず、「御歌は、天皇皇后皇太子皇子女の御に涉りて書る漢字」だという。Ⅰ（天皇）とⅡ（皇后・皇子女）の詠歌標示部には「御」字が付されており、Ⅲ（王以下）と区別する二段階の階層が現れている。歌作や贈答の表現がない場合、そのまま「歌」とあわせて①のようになる。次に、「うたよみすると云ことを、天皇の御うへにては御製とかき、皇后より皇女までには御作と書、諸王より庶人に至るまでをば作と書り」と述べる。②の例をみると、Ⅰ「御製歌」Ⅱ「御作歌」Ⅲ「作歌」となっているのが確認できる。先の引用とあわせれば、ⅠとⅡに「御」字を付し、さらにⅠに「製」

字を用いるという二種類の階層化によって、三段階の階層性がみいだされる。

『古義』はここまでしか述べていないが、残る③についても、同様のことがいえる。この系統については、IとIIで共通して「御歌」とされるため、天皇と皇后・皇子女を区別していないものとみなされてきた⁽²⁾。しかし、Iの「賜：御歌」の形式は天皇に専用であつて、これは贈答表現まで含めて考える必要がある。すると、これもIとIIに「御」字を付し、さらにIに「賜：御歌」を用いるという二種類の階層化によって、三段階の階層が現れることになる。つまり『万葉集』では、歌作表現と贈答表現を伴う詠歌標示部において、結果的に三段階の身分的階層が設けられているのである。

このとき、中でもIIの皇子女がIII王以下と区別されている点に注目すると、それが他文獻にはみられない特徴であることに気が付く。『古事記』では神武・雄略といった天皇や息長帯日売・黒日売などの後に「御歌」を用いるが、その子供は単に「歌」としかされない。倭建命に「御歌」とする箇所があるが、彼は「幸」や「后」という天皇専用語を用いられる特別な存在であつた。『日本書紀』では神武天皇の「御謡」や応神天皇の「御歌」があるのみで、『続日本紀』では聖武天皇の「御製歌」があるが皇子女の歌はない。『風土記』では詠歌標示部が敬語化された箇所はない。『古今集』では、天皇とその後の詞書の末尾を「御歌」とし、常康親王や惟喬親王などの皇子女の場合には王以下との区別はみられない。

これに対して、『万葉集』は皇子女以上に「御」字を付して王以下と差別化すると同時に、天皇には専用表現を用いてさらに区別する

ことよつて、〈皇子女の階層〉という独自の区分を創り出しているのである。この〈皇子女の階層〉の存在に、『万葉集』の構想の一端をうかがうことができるのではないか。そこで次節以降では、天皇代ごとに歌が排列される卷一・二と、それに続く時代の歌を年次によつてならべる卷六と卷十七以降とを中心に、歌集内に描き出された歴史に沿つて〈皇子女の階層〉を追つていくこととしたい。

二 明日香朝以前における皇子女

『万葉集』卷一・二において、天武天皇即位以前に配置される歌の中で、皇子女は次の歌々の作者として登場する。

・古事記曰、軽太子姪^レ軽太郎女^ニ。故其太子流^ニ於伊予湯也。
此時、衣通王不^レ堪^レ恋慕^ニ而追往時歌曰

・中大兄近江宮御宇天皇三山歌⁽²⁹⁰⁾、難波高津宮⁽¹¹³⁾、後岡本宮⁽¹⁴¹⁾

・有間皇子自傷結^レ松枝^ノ歌二首⁽²¹⁴⁾、後岡本宮⁽¹⁴¹⁾
・皇太子答御歌⁽¹²²⁾、近江大津宮、大海人皇子⁽¹⁴¹⁾

これらでは、前節にみた原則に反して、皇子であるのに「御」字を付されない例が多い。290はそもそも『古事記』本文でそうなっているためか、特に言及する注釈書はない。113は「皇子」を付せず、「御歌」ともしない点を異例だとされる(『岩波文庫』など)。「中大兄」は、『日本書紀』でも一貫して「皇子」を付さずに記されており、「かならずしもぞんざいな言いかたではなかつたらしい」(『釋注』)のだが、それにも拘わらず、「御」字を付されなかつた。

2一四一については、契沖『代匠記』（精撰本）が脱落を疑っており、「罪有テ経レ給フ故ナリトイハ、大津皇子モ御哥ト云ヘカラサルヲヤ」と述べていた。同じく反逆の罪に問われた大津皇子は「大津皇子贈石川郎女御歌一首」（2一〇七）、「大津皇子被死之時磐奈池波流涕御作歌一首」（3四一六）とあり、反逆者とされたことに理由を求めることはできない。「御」字がないということは、へ皇子女の階層にないということである。これらを例外とみなすこともできない。また、他に「中皇命住于紀伊温泉之時御歌」（1一〇）、後岡本宮があつて作者を間人皇女とする推定があるが、「中皇命」という特殊な呼称を用いており、ここでは「皇女」として扱われていないと考えるべきだろう。

すると、「御」字を付すへ皇子女の階層は、巻一・二にあつて、1二一の大海人皇子を嚆矢とするということになる。しかも、それは「皇太子」として現れる。皇太子制は天武朝の飛鳥浄御原令によつて成立したとみられ、天智標題下におかれたこの「皇太子」は「近江朝の時点で書かれたものではあるまい」といわれている。これは、原資料や歴史の実際ではなく編纂時点の呼称なのだという指摘だが、

・中大兄近江宮御宇天皇三山歌

(1一三)

(前略)亦紀曰、天豊財重日足姫天皇先四年乙巳、立天皇^為皇太子

と、左注でわざわざ皇太子であることが注されている中大兄に「御」字がないことをみあわせると、それ以上の意義をみいだせることに

なる。つまり同じ皇太子でも中大兄と大海人とは差が設けられているのであつて、太子や皇太子への敬意の度合いに差を設けない『古事記』や『日本書紀』などの他の文献の描く歴史と異なっているということである。これは、『万葉集』の歴史意識に基づいているといえる。そしてここでは、後に天武天皇となるこの「皇太子」から、へ皇子女の階層が始まることになっているのである。次節では、この「起点」に続く者についてみていく。

三 明日香・藤原朝における皇子女

続く天武朝は、天皇号と皇子号の成立時期と目されている⁽⁹⁾。そのような時期である明日香清御原宮および藤原宮標題下から、天皇の皇子女の歌が一举に増える。

・十市皇女薨時高市皇子尊御作歌三首

(2一五六、明日香清御原宮代)

・幸于紀伊国時川嶋皇子御作歌(注略)(1三四、藤原宮代)

・越勢能山時阿閉皇女御作歌(1三五、藤原宮代)

・從明日香宮遷居藤原宮之後志貴皇子御作歌

(1五一、藤原宮代)

・長皇子御歌

(1六〇、藤原宮代)

・大津皇子贈石川郎女御歌一首(2一〇七、藤原宮代)

従来はこの増加を歴史の実態に即して理解するむきがあつたが、へ皇子女の階層という観点からとらえなおしたとき、『万葉集』の描く歴史とみなされると思われる。

たとえば実態論として中西進は、大陸文芸の受容を通して現れた文雅の朝廷たる持統・文武朝に育った皇子たちが文芸を担い始めたとして、これを「皇子文化圏」と称した¹⁰。以降、皇子を中心とする交友関係から同時代的な文化の広がりを目指す方向で研究が進められてきた¹¹。また、井村哲夫はこれを天武の皇親政治と関係づけ、政権の中枢にいた皇子たちが文化的方面においても主導的立場にあった結果としている¹²。渡瀬昌忠も、朝廷の重要な位置をしめた皇子の宮殿が浄御原宮の周囲に配置されたであろうことから、その要の位置にあった島の宮が皇子文化圏の中心となつたと推測した¹³。このように、この時期の皇子女の歌の世界の興隆を史の実態の面からとらえようとする見方が主流であつたといえる。

しかし、大陸文芸の受容は天武朝以前にもありえたはずである。また、皇親政治についても、そのような実態に直結させうるものがあるのか。実態論は歴史学でも主流であつて、虎尾達哉は皇子という身分について、令制・令外の恒常的な議政官に任ぜられないという非官僚性と、朝堂に席が設けられるという政治性をあわせもつ存在として、官僚機構の埒外にあつて諸臣に掣肘を加える存在であつたと、その特殊性を論じた。ただこれに対しては、倉本一宏が、身分上の問題を実態的な問題にすりかえているとの批判をおこなっている¹⁴。朝堂の席次は『令集解』所引「古記」に基づく制度上のものであり、史書に実際の運用を示す記事はない。さらにいえば、官位令では特に親王の項目を設け、一品から四品の位階に対応する官職が明記されているのだが、『日本書紀』では議政官への任官記事はほとんどなく、大友皇子と高市皇子の太政大臣就任（天智十年正月癸

卯条、持統四年七月庚辰条のみである。『続日本紀』では知太政官事や撰定律令の例はあるものの、恒常的な議政官への任官はない。

このように、倉本の区別した身分的的制度／実態という対比は令／史書の対比と換言されるが、史書の中でも『日本書紀』と『続日本紀』が皇子に担わせるものには違いがみいだせるのであつて、文獻ごとの相違をとらえる見方が必要であろう。『万葉集』の内部においては、官位制に組み込まれる姿も官僚機構の埒外におかれる姿もみうけられない。むしろ「御」を付す〈皇子女の階層〉として前節でみた天武の皇太子時代をうけているのであつて、これを歴史的实际に還元してしまつては、重要な点を見落としてしまうのではないだろうか¹⁶。

これを『万葉集』の問題としてみたとき、阪下圭八による、作者として現れる皇子女が「天智（中大兄）、天武（大海人皇子）二代の天子とその子女たちに限られている」という通時的な把握は、もつと顧みられるべきである。これは相聞歌の論だが、この指摘は対象を皇子女の詠歌全体に広げても肯われる。そして、作者の限定は期間の短さに直結し、「皇子・皇女らが、万葉歌の全期を通じて、ともかくも作者として名をつらねた期間が、これまた意外と短い」（阪下論文）ことになる。

ただし、阪下論文は中大兄を筆頭に挙げているが、先述のように「御歌」と記す存在として扱われてはいないことを見過ごすべきでない。また、天智天皇の皇子である志貴・川嶋については、歌に「御」字を付されるのだが、登場するのが天武標題下以降である点もおさえておかねばならない。すると、〈皇子女の階層〉の歌の期間はさら

に短くなり、ほぼ明日香・藤原朝に集中する一回的なものとなる。いわば彼らは、天智天皇の皇子まで含めて、「明日香・藤原朝の皇子」として描かれているといえるのである。¹⁸⁾

皇子たちを天武に関わらせてみることは、1・2・7の存在によって裏打ちされる。

・ 天皇幸^三于吉野宮^三時御製歌

淑^六き人の良しと吉く見て好しと言ひし芳野吉く見よ良き人よ
く見 (1・2・7)

紀曰、八年己卯五月庚辰朔甲申、幸^三于吉野宮^三。

人麻呂や金村に歌い継がれていく吉野讚歌の起点の位置にあるこの歌の左注には、天武八年五月甲申の吉野行幸のときの歌である旨が記されており、『日本書紀』の記す吉野盟約を呼び込むことは『万葉集』自体の要請となっている。その『日本書紀』天武八年五月甲申条によれば、天武は皇后(後の持統)と草壁・大津・高市・河嶋・忍壁・志貴の皇子たちを伴い吉野に行幸し、内紛を起ささない誓いを求めた。皇子たちは、「異腹」であることを乗り越えて十数人いる全員が結束すると盟約した。天武天皇と皇后もそれに応えて彼らに「一母同産」のように等しく慈しむことを盟約した。

確かに草壁たちは母親の異なる「異腹」なのだが、志貴・川嶋の場合には父親も異なっているのに、それには触れない。彼らは天智皇子までを含めて全員が天武と持統の子とされているのである。これを見あわせれば、先ほどの「明日香・藤原朝の皇子」は、さらに「天武・持統天皇の皇子」ととらえなおせることになる。つまりへ皇子女の階層)は、大海人皇子から始まり、その即位後に「天武・持統

天皇の皇子」に引き継がれていくのである。

それをふまえると、志貴皇子が巻一・二の双方の末尾に現れることは極めて示唆的である。伊藤博は、両巻末にある「寧楽宮」の歌の追補者が志貴・長両皇子に深く関わる人々である可能性が高いことから、「宮廷文化事業の先達」であり「すぐれた歌人」でもあった「皇子」として、志貴皇子を巻末に飾ったものとみる。池田三枝子は対象を巻一に絞り、巻一後半部の歌の作者の多くが志貴皇子と関わりをもつことを論証したうえで、「志貴皇子文学圏」が形成されていたと主張する。²¹⁾

この二つの論はいずれも成立論的な立場から、巻一・二の巻末に志貴皇子が現れることを説明するものであった。しかし、同じく寧楽宮標題下にある河辺宮人(2・2・8〜2・2・9)が志貴皇子といかなる関係を有していたかは明らかでない。巻一についても、池田自身が「巻一後半部は三十首中十一首までが志貴皇子文学圏内の歌ということになる」と述べるとおり、志貴皇子に関わるものは半分以上しかない。志貴皇子が巻末に現れる理由を編纂の実態に求めてきた成立論の方法は、必ずしも十全とはいえない。いまある『万葉集』以前に遡らずに巻末にある意義を考える構造論的な方法が追究されるべきであろう。

そもそも両論が問題とするのは、なぜ天智皇子である志貴皇子が巻末という重要な位置を占めているのかという点だと思われる。しかし、ここまで述べ来たように志貴皇子が「天武・持統天皇の皇子」であるとなれば、その疑問は水解しよう。吉野盟約に参加した草壁・大津などの皇子は次第に薨していき、志貴皇子は「盟約」最

後の生存者⁽²²⁾となっていた。そのことを考えれば、巻一・二がその死をうたうこととじられることは、より意味深くなる。そして、志貴皇子の薨後の歴史を描く巻六になると、皇子女の歌はぶつくりと途絶えてしまう(第四節で後述)。一時的で一回的な皇子女の歌の世界が終焉を迎える境目に、志貴皇子は「天武・持統天皇の皇子」としておかれているのである。

『万葉集』が天武天皇以前の皇子の歌には「御」字を付さないことや、天智天皇の皇子までを含み込んで「御」字を付すことは、一般的な「歴史」へ解消されるものではない、『万葉集』としての歴史意識であるといえよう。その中であつてこの時期に「皇子女の階層」の歌が興隆することも、政治・文化や居住地の実態というよりも、むしろ起点としての天武天皇を強調するものとみなされよう。『万葉集』における明日香・藤原朝の皇子女は、「天武・持統天皇の皇子」として、天武の皇太子時代を起点とする「皇子女の階層」を引き継いでいるのである。

四 奈良朝における皇子女

奈良朝以降になると、天智・天武両天皇の皇子たちが世を去っていく一方で次代の皇子は増えず、かわって天皇二世以降の王たちが姿を現してくる。吉住恭子は、主に『続日本紀』に拠って世系を重視しつつ皇親の政治参画の形態を考察し、二世以降の王においては官僚化が進み、非官僚性という皇親の特徴が喪失されていくと指摘する。ただし、二世王については、薩位制で三世王以下と区別され

るなど血縁関係による尊貴性を若干は残しており、こうした皇親的要素を残す二世王が「皇親としての最後の在り方を示す存在といえる」と述べる。⁽²³⁾

『万葉集』でも、聖武朝を描く巻六には皇子女の歌が一首もなく、かわつて王が歌の担い手として台頭してくる。ただ、二世王と三世王とに特に区別を設けない点、やはり『続日本紀』とは異なる描かれ方になつている。

- ・膳王歌一首 (6九五四、長屋王の子)
- ・湯原王月歌二首 (6九八五、志貴皇子の子)
- ・市原王宴禱父安貴王歌一首 (6九八八、志貴皇子の孫)
- ・右一首、船王作 (6九九八左注、舍人親王の子)

巻六は養老七(七二三)年から始まる雑歌の巻であり、同じく雑歌の巻である巻一が和銅五(七一二年)で終わるのを承継ぐ、「文字通り統篇の位置に立つ」⁽²⁴⁾、「奈良朝宮廷歌巻」となっている。さらに年次のうえで、霊龜元(七一五)年で終わる巻二をも承けることになり、「巻六が、巻一、二の世界を——部立てのうえで雑歌の部としての巻一を——、まっすぐに延伸する」⁽²⁶⁾ともいえる。しかし、巻一・二に年代で隣接するこの巻六に、皇子女の姿はない。

つまり『万葉集』内部でも、皇子女の時代から王の時代へと移り変わっているのである。井村注12前掲論は、皇子女の歌の時代に続くこの時期に「王・風流文雅圏」という性質をみいだしている。この時代以降に「皇子女の階層」としてみえるのは

- ・天平宝字元年十一月十八日於内裏肆宴歌二首
- 右一首、皇太子御歌 (20四四八六)

のみであり、後に淳仁天皇となるこの「皇太子」（大炊王）とて舍人親王の子である「王」であった。

しかし、この当時に皇子女がいなかったわけではない。たしかに聖武天皇には早世した子どもが多かったが、阿倍内親王（孝謙天皇）や井上内親王（光仁天皇皇后）や不破内親王は、歌が詠める年齢に達していたはずである。元明天皇が藤原朝標題下で「阿閉皇女御作歌」（一三五）とされるように、彼女たちが即位や立后の前にへ皇子女の階層で登場することもありえないことではなかったと、巻六にみられるような「王・風流文雅圈」は、「諸皇子の多くは世を去り、風流文雅の主導権が王の身分の者たちに移った」（井村注12前掲論）という実態としてよりも、『万葉集』の描き方によるものとして受けとめられることになろう。

同時に、この時期に作者として現れる王に、しばしば系譜の注記が加えられている点も看過できない。

- ・ 天思皇酒人女王御製歌一首 女王者穗積皇子之孫女也 (4六二四)
 - ・ 春日王歌一首 志貴皇子之子、母曰多紀皇女也 (4六六九)
 - ・ 笠縫女王歌一首 六人部王之女、母曰田形皇女也 (8一六一)
 - ・ 榎井王後追和歌一首 志貴親王之子也 (6一〇一五)
 - ・ 境部王詠数種物歌一首 穗積親王之子也 (16三八三三)
- 注記される王は二世・三世王であり、天智・天武天皇の皇子と結びつけられる。皇子がいなくなった後の「王・風流文雅圈」においても、「天武・持統天皇の皇子」が意識され続けているといえよう。
- ところで、ここに天武皇統の断絶を読みとろうとする説がある。

巻一・二を延伸する巻六は題詞に年次を付しながら歴史を描いていくが、末尾では天平十六年以後の年次を記さなくなる。この年は安積皇子の薨じた年であることから、吉井巖は、聖武天皇唯一の皇子の薨去が「事実上の天武・持統系皇統の断絶を決定」し、聖武朝は「まだその余命をつづけながら、実際にはその幕をおろしたという歴史的認識」が反映されているとみる。確かにそこには、聖武朝の事実上の閉幕と、「寧楽宮」の終焉（神野志注26前掲論）という意識があったかもしれないが、「皇統の断絶」とまでいえるのだろうか。

巻一・二から巻六へと延伸された歴史は、さらに巻十七以降へと続く。主に天平十八年以降の歌を年次によって排列する巻十七・二十の「歌日記」は、「巻一〇六を年次のうけ」で「天平十七年以後へとつなぐ」ものといえる。その中の巻二十には、前掲の「皇太子御歌」（20四四八六左注）があり、『万葉集』全体の末尾までへ皇子女の階層は続いていくように描かれている。その作者は大炊王という王ではあるが、「皇子女の階層」の嚆矢である「皇太子」（一二一）と同じ呼称で記され、あえて「御歌」とされるところにも、大海人皇子から続く「皇子女の階層」との対応がみとれる。大炊王は天武天皇と新田部皇女の間生まれた舍人皇子の子だが、舍人が吉野盟約によって十数人の兄弟と共に「天武・持統天皇の皇子」とされたため、その子である大炊王もまたその系譜の中に位置づけられたとみなせる。そして、その即位後の淳仁朝の歌を最終歌一首に配し、あくまで皇統が続く形で歌集は締めくくられている。このように皇統はへ皇子女の階層によって受け継がれていくというのが、『万葉集』全体の語るところなのではないか。

明日香・藤原朝で台頭した皇子女も、奈良時代以降は急速に姿を消していく。それは『万葉集』においても、巻一・二と巻六の比較からいえることであった。しかし巻六でも系譜注記において、なお「天武・持統天皇の皇子」たちは意識され続けていた。そして、彼らの子たちによって、〈皇子女の階層〉は巻二十という『万葉集』全体の最終盤へと受け継がれていくのである。

五 天武天皇を始祖とする思想

ここまで、〈皇子女の階層〉を天武天皇を起点におきつつみてきた。そうしたとらえ方が『万葉集』の歌や表現にも現れた例として、日並皇子挽歌(2一六七)の天武天皇降臨神話について触れておきたい。

天地の 初めの時の ひさかたの 天の河原に 八百万 千
万神の 神集ひ 集ひいまして 神分かち 分かちし時に
天照らす 日女の命(一云略) 天をば 知らしめすと 葦原
の 瑞穂の国を 天地の 寄り合ひの極み 知らしめす 神
の命と 天雲の 八重かき別きて(一云略) 神下し いませ
まつりし 高照らす 日の御子は 飛ぶ鳥の 清御原の宮に
神ながら 太敷きまして(後略) (2一六七)

この「神の命」「日の御子」については、天武天皇とニギが二重写しになっているのとみるのが通説になっている(『新全集』、『釋注』、『稲岡耕二』『和歌大系』、多田一臣『全解』など)。

これに対し、遠山一郎は、「高照らす日の御子」ははじめから天

武天皇を表わし、天武天皇は「神のみこと」と一体化することによって、特殊な形象を獲得する」と論じ³⁰、これを「明日香王朝」の始祖神話と呼んだ。神野志隆光も、『古事記』や『日本書紀』の神話と対応させずに「独自の天武天皇」として、新王朝の「天武始祖神話」をうたっているとみなした³²。さらに、それは「天武天皇を始祖として仰ぐ」³¹「巻一、二の「歴史」「世界」の基軸となり、その「歴史」世界に巻六までの巻々が規制されていく」と『万葉集』全体の歴史認識へと展開させる³³。

遠山・神野志の論は諸論文に賛同を得ながらも、注釈書に受け入れられるには至っていない。また、村田右富実や森朝男³⁵も、天武天皇の神格化だという点は認めつつも、記紀と異なる神話テクニクだという点には疑問を呈し、その歌に一回的に現れた表現としてとらえようとしている。

しかし本稿にみてきたように、〈皇子女の階層〉も、皇太子である大海人皇子を起点として、その皇統を受け継ぐ者たちに続くものであった。天武始祖神話という読み方は、それを『万葉集』内部の問題とする視点によって、より明確化されるのではないか。

たとえば、村田注35前掲論は「飛ぶ鳥の 淨みの宮」はあくまで現在の王権の中心として選ばれたにすぎず、天武天皇という個性に還元すべきでないとしているが、『万葉集』において「明日香」という地名は天武天皇と密接に関わるものであった。上野誠は、「万葉歌」においての「古郷」「故郷」は飛鳥を指すという原則があることと「故郷たる飛鳥は讚歌を持つ旧都であること」から、「天武皇統の始発の聖地としての飛鳥」という認識が奈良朝後半にまで受け継がれ

たとする⁽³⁷⁾。歌ことばの面でも、『万葉集』に天武を起点とする意識があったといえる。

このように、天武天皇を始祖とする意識は、『万葉集』内部に様々な形で現れる。へ皇子女の階層も、そうしたものの一環としてみることができよう。

六 まとめ

ここまで述べたことをまとめなおそう。敬語化の度合いにおいて、天皇でも一般官人でもない第三の階層に皇子女を位置づけるのは、『万葉集』に特異な現象であった。皇子女に「御」字を付すことは、天武天皇の皇太子時代を嚆矢とし、「天武・持統天皇の皇子」の代にほぼ一回的にみられるものであった。ただし、その後の王の時代にも、引き続き「天武・持統天皇の皇子」との繋がりが示され、全二十巻の末尾近くに至って「皇太子御歌」(20四四八六)が現れる。始まりと呼応するような「皇太子」によって次代の淳仁天皇への皇統の継受を示しつつ、歌集は終わるのである。このように、へ皇子女の階層は歌集を貫く原理として機能している⁽³⁸⁾。

そして、そうしたあり方は、皇太子号の使用や皇親政治などの令や史書の描き出す皇子の姿と重なる部分を含みつつも、それとは異なる『万葉集』に独自のものを創り出していた。『万葉集』の詠歌標示部から、そうした歌集としての歴史意識を読み取ることができるのである。

注

- (1) 『万葉集』の引用は『新校注万葉集』(和泉古典叢書、二〇〇八年十月)によるが、歌は読み下しの形にする。また、本稿では歌番号をもって主にその歌に付された題詞であることを示し、左注の場合は歌番号の後にその旨を記す。
- (2) 中西進「近江朝作家素描」(『中西進万葉論集』第一巻、講談社、一九九五年三月、初出一九六二年三月)、伊藤博『釋注』2九一題詞「御歌」注など。
- (3) 福田良輔「倭建の命は天皇か——古事記の用字法に即して——」(『古代語文ノート』南雲堂桜楓社、一九六四年二月、初出一九五五年十月)。
- (4) 拙稿「古今集」詞書の作者名の書式の一原則」(『国語国文研究』第一四七号、二〇一五年十月)。また、ここまで述べた階層性の仕組みについては、拙稿「万葉集」題詞左注にみる身分的階層性」(『国語国文』第八十六卷第七号、二〇一七年七月)で論じた。
- (5) これらの巻が歴史を延伸していくという視点は、神野志隆光『万葉集をどう読むか——歌の「発見」と漢字世界』(東京大学出版会、二〇一三年九月)による。
- (6) 荒木敏夫「ヒツギノミコと皇太子」(『日本古代の皇太子』吉川弘文館、一九八五年十月)。
- (7) 梶川信行「天武と大友——蒲生野の歌の形成過程をめぐって

——」(『上代文学』第七十四号、一九九五年四月)。

(8) 中大兄が左注で皇太子とされていることは先述の通りだが、その意義をめぐっては未だ論じ残されたところがあると思われる。

当該歌群は「後岡本宮御宇天皇代」(斉明天皇代)の標題下に収められており、皇極紀四年の立太子記事を引用する左注は、辻憲男『三山歌臆断』(『親和国文』第二十七号、一九九二年十二月)が述べるように「ほとんど意味のない注」ということになってしまう。そこで辻は「題に「中大兄」とあるのを皇太子時代の作と解して、上限を示したつもりなのだろう」とした。梶川信行『三山歌の形成——中大兄の三山歌』(『初期万葉をどう読むか』翰林書房、一九九五年十一月、初出一九九四年六月)も、それが「加注者の判断」に過ぎないという条件つきながら、これに従う。しかし、題詞や歌には皇太子であることが書かれておらず、立太子の年次を加注しても、それが題詞や歌の作歌年次を規制するとはいえない。

これは逆に、題詞に皇太子とないことと対応するのではないか。この注は、題詞で「中大兄」としかしていないのが中大兄は斉明代には皇太子であった、ということを書べているのとらえられる。すると、中大兄を題詞で皇太子としないことと、「御」字を付さないことがあいつつ、「皇太子答御歌」(112)の特別さは、より強調されることになる。

(9) 平川南「王」「大王」から「天皇」、「倭」から「日本」(『日本の原像』全集日本の歴史第二巻、小学館、二〇〇八年一月)。

(10) 中西進「人麿をめぐる人々」(『中西進万葉論集』第四巻、一九九六年三月、初出一九六七年六月)。

(11) 影山尚之「皇子女文学圏」の見渡し(『万葉集の今を考える』新典社研究叢書二〇一、二〇〇九年七月)に研究史がまとめられている。

(12) 井村哲夫「機構の投影」(『赤ら小船 万葉作歌作品論』和泉書院研究叢書三十、一九八六年十月、初出一九七九年一月)。

(13) 渡瀬昌忠「文学の場としての「島の宮」 皇子女文学圏」(『国文学』解釈と教材の研究』第二十七巻第五号、通巻三八八号、一九八二年四月)。

(14) 虎尾達哉「律令国家と皇親」(『律令官人社会の研究』塙書房、二〇〇六年十一月、初出一九八八年三月)。坂上康俊「律令制の形成」(『岩波講座日本歴史』第三巻、二〇一四年九月)がこれに拠っており、現在の通説となっているといえる。

(15) 倉本一宏「律令国家と皇親」について(『日本史研究』第三〇九号、一九八八年五月)。

(16) こうした視点については、市瀬雅之「白雪応詔歌群」の歴史的背景——太上天皇を視座において——(『美夫君志』第九十号、二〇一五年三月)に「歌集に読み取ることでできる内容と外部から得られる情報の位相を明らかにし、関係をはかりながら議論する」とある方法論を参考にしている。

(17) 阪下圭八「皇子・皇女の相聞」(『初期万葉』平凡社選書五十七、一九七八年五月、初出一九七一年十月)。

(18) 多田元「皇子女文化圏の歌——歴史と語り——」(『東アジアの

- 古代文化』通卷一一八号、二〇〇四年二月）は、川嶋・志貴両皇子の存在について「天智朝からの流れも視野に入れなければなるまい」と述べているが、むしろ天智朝から切り離されて天武朝に属する形になっているとみなされよう。
- (19) 品田悦一「神ながら栄えゆくべき世界——『万葉集』における神聖王権の表象とその消長——」（『国語と国文学』第九十三卷第十一号、通卷一一六号、二〇一六年十一月）。
- (20) 伊藤博「寧楽宮」の歌（『万葉集の構造と成立』下、古代和歌史研究二、一九七四年十一月）。
- (21) 池田三枝子「志貴皇子文学圏考——その背後勢力と万葉集巻一後半部の編纂について——」（『芸文研究』第五十六号、一九九〇年一月）。
- (22) 井上亘「元正女帝期政権論」（『学習院大学人文科学論集』一、一九九二年九月）。
- (23) 吉住恭子「奈良朝に於ける皇親の存在形態」（『史窓』第五十二号、一九九五年三月）。
- (24) 『大系』「各巻の解説 巻六」。
- (25) 伊藤博「奈良朝宮廷歌巻——巻六の論——」（『万葉集の構造と成立』上、古代和歌史研究一、一九七四年九月三十日、初出一九七二年九月）。
- (26) 神野志隆光「歴史」の磁場——巻三、四、六をめぐって（注5前掲書所収）。
- (27) 吉井巖担当『全注』巻第六「万葉集巻六概説」。
- (28) 神野志隆光「『万葉集』の中に編集された家持——「歌日記」の意味」（『大伴家持研究の最前線』高岡市万葉歴史館叢書二、一三、二〇一一年三月）。
- (29) 品田注19前掲論も、「天武皇統の断絶なる事態は、『万葉集』の与り知らないことがらだとしなくてはならない」と述べている。なお神野志隆光は注28前掲論で、巻一〜六の「歴史」は「歌日記」へとつながり、『万葉集』の歌の世界は、天平十六年で閉じたのではなかった」と述べているが、歌の世界だけでなく、皇統もうけつがれているとみなすべきである。
- (30) 遠山一郎「草壁皇子挽歌における天武天皇の形象」（『天皇神話の形成と万葉集』塙書房、一九九八年一月、初出一九八六年五月）。
- (31) 遠山一郎「天武二皇子の挽歌」（注30前掲書所収、初出一九九二年一月）。
- (32) 神野志隆光「天皇神格化表現をめぐって」（『柿本人麻呂研究』塙書房、一九九二年四月、初出一九九〇年四月）。
- (33) 神野志隆光「歴史」としての『万葉集』（注5前掲書所収）。引用箇所の出は同「神話テキストとしての歌——日並皇子挽歌をめぐって——」（『国文学』解釈と鑑賞』第六十二巻第八号、一九九七年八月）に求められる。
- (34) 上野修「日並皇子挽歌に表れた天武天皇神話の意義について」（『日本文学研究』第四五号、二〇〇六年二月）や井実充史「複合作品としての日並皇子尊哀悼歌」（『国文学研究』第一六七号、二〇一二年六月）など。
- (35) 村田右富実「日並皇子挽歌」（『柿本人麻呂と和歌史』和泉書

院研究叢書三〇七、二〇〇四年一月、初出一九九二年三月)。

(36) 森朝男「日並皇子の殯宮の時の挽歌 柿本人麻呂作歌注釈5」

(『玉藻』第四二号、二〇〇七年三月)。

(37) 上野誠「故郷・飛鳥思慕の文芸」(『古代日本の文芸空間——

万葉挽歌と葬送儀礼——』雄山閣出版、一九九七年十一月、

初出一九九七年二月)。

(38) トークイル・ダシー「『万葉集』の統一性をめぐって」(『国語

と国文学』第九十三卷第十一号、二〇一六年十一月)は、『万

葉集』の「複数の原理を統一する「力」は「天皇を中心と

する世界」の理念的な秩序に対する、幾世代にもわたる人々

の深い関与だった」とするが、「皇子女の階層」はその具体相

の一つといえよう。

(ひろせ きみひこ・北海道大学大学院博士後期課程)